

令和元年9月17日

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う緊急支援

学費減免制度のお知らせ

[緊急]

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用地域の

罹災世帯の在学生の皆様へ

令和元年台風第15号の影響による被害を受けた世帯の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

神奈川大学では、災害発生時、災害救助法が適用された市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合に学費の減免を行う制度があります。在学学生で被害を受けた世帯の方は、各キャンパス学生課にご連絡ください。

1. 対象地域

【千葉県 41市町村】

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

(第1報、法適用日：令和元年9月9日)

2. 詳細 (罹災状況/経済支援策/該当年度)

- (1) 家屋の全壊/学費全額免除/令和元年度
- (2) 家屋の半壊/学費半額免除/令和元年度
- (3) 家屋の一部損壊/学費30%免除/令和元年度

3. 提出書類

市区町村で発行された罹災証明書

4. 提出期限

令和2年2月28日

[お問い合わせ]

横浜キャンパス

学生課窓口 電話：045-481-5661

湘南ひらつかキャンパス

平塚学生課窓口 電話：0463-59-4111